

第 3 5 号議案

豊川市手数料条例の一部改正について（消防本部関係）

豊川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市手数料条例の一部を改正する条例

豊川市手数料条例（平成 1 2 年豊川市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第7 消防本部関係 (第2条関係)				別表第7 消防本部関係 (第2条関係)			
事務	手数料			事務	手数料		
	名称	金額			名称	金額	
(略)				(略)			
2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査	設置許可申請手数料	(略)		2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査	設置許可申請手数料	(略)	
		浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの1件につき <u>1,450,000円</u>			浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの1件につき <u>1,180,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの1件につき <u>1,720,000円</u>				危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの1件につき <u>1,410,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの1件につき <u>1,920,000円</u>				危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの1件につき <u>1,590,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの1件につき <u>2,360,000円</u>				危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの1件につき <u>1,950,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリッ				危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリッ	

			トル以上200,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>2,740,000</u> 円
			危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>5,640,000</u> 円
			危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>7,240,000</u> 円
			危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの1件につき <u>8,790,000</u> 円
		(略)	
(略)			

			トル以上200,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>2,270,000</u> 円
			危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>4,550,000</u> 円
			危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>5,820,000</u> 円
			危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの1件につき <u>7,070,000</u> 円
		(略)	
(略)			

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物の貯蔵所の設置許可に係る申請手数料の一部を引き上げる必要があるからである。